

諮問日：平成30年9月18日（平成30年度（情）諮問第14号）

答申日：平成31年2月22日（平成30年度（情）答申第21号）

件名：青森地方裁判所における特定の請願書の処理がわかる文書の不開示判断（
存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の請願書がどのように処理されたか分かる文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、青森地方裁判所長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、青森地方裁判所長が平成30年8月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断に対し、苦情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書は、特定の個人が青森地方裁判所に提出した特定の請願書が処理された経緯が分かる文書であり、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の個人が青森地方裁判所に特定の請願書を提出した事実の有無が公になり、この情報は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当するものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成30年9月18日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月21日 審議
- ④ 平成31年1月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出文書は、特定の個人が青森地方裁判所に提出した特定の請願書が処理された経緯が分かる文書と解されるところ、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の個人が青森地方裁判所に特定の請願書を提出した事実の有無が公になるから、この情報は法5条1号に規定する不開示情報に相当するものと認められる。

したがって、本件開示申出文書について、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人